

各都道府県・指定都市教育委員会「早寝早起き朝ごはん」国民運動担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校教育担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属中学校を置く各国立大学法人担当課長

殿

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課長 水田 功



(印影印刷)

令和2年度「早寝早起き朝ごはん」推進校事業の募集について（通知）

文部科学省では、家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、子供たちの健やかな成長のための基本的な生活習慣づくりを、社会全体の取組として推進しています。

その事業の一環として、独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施しております。

については、事業の委託先について募集を開始いたしましたので、下記のとおり関係資料を参照の上、御応募くださるようお願いいたします。

また、各都道府県「早寝早起き朝ごはん」国民運動担当課におかれては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）区町村へ、各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の私立中学校等に対し、本事業について御周知いただくようお願いします。

なお、本事業の実施主体としては、学校単独も可能としています。

記

○令和2年度『早寝早起き朝ごはん』フォーラム事業・推進校事業」のご案内

○令和2年度『早寝早起き朝ごはん』推進校事業」公募要領

※申請書等の様式は、以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.niye.go.jp/services/plan/hayanehayaoki>

(本件担当)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室

電話：03-5253-4111（内線 3467）

担当：中嶋

(事業に関する問合せ・提出先)

独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部事業課事業係

担当：味吉

住所：〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

電話：03-6407-7685 FAX：03-6407-7699

Mail：hayanehayaokiasagohan_h29itaku@niye.go.jp

令和2年度「早寝早起き朝ごはん」

フォーラム事業・推進校事業

平成29年度より国立青少年教育振興機構と文部科学省は連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための地域のフォーラム事業と、中学生の基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための推進校事業を実施しています。

令和2年度においても以下のとおり委託先を募集します。

公募期間：令和元年9月9日（月）～11月18日（月）

委託先決定：令和2年1月

事業期間：令和2年4月上旬～当該年度の3月5日まで

1. 「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業

【目的】

子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その重要性を伝え、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るとともに、「早寝早起き朝ごはん」等の活動を行っている各種団体等の交流の場を創設する。

◆委託先：都道府県教育委員会及び首長部局

又は実行委員会(青少年教育施設、地方公共団体、企業、NPO 団体等多様な機関・団体で構成)

◆予算額（予定）：17,000千円

(1か所あたり複数の都道府県域：2,500千円上限、都道府県域1,500千円上限)

《フォーラム事業取組事例》

- 専門家による講演会の開催
- 食、読み聞かせ等の体験コーナーの設置
- 学校など実践団体等の取組を発表しあう交流会の実施
- 参加者アンケートによる、意識の変容の検証

2. 「早寝早起き朝ごはん」推進校事業

【目的】

中学生の子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その効果的な手法等を開発することとし、推進校を設け、調査研究を実施する。

◆委託先：都道府県・指定都市・市（区）町村教育委員会又は学校単独

◆予算額（予定）：35,000千円（1校あたり：1,000千円未満）

《推進校事業取組事例》

- 就寝時刻や朝食摂取状況等の実態把握
- 朝学習や朝読書、料理教室等による啓発
- 専門家による講演会の開催
- 全校生徒へ変容調査等を実施し効果の検証

「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業・推進校事業事例紹介

【フォーラム事業（平成30年度）】



「早寝早起き朝ごはん」フォーラムinしまね【島根県】

内容

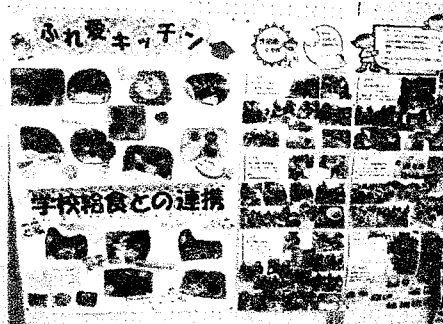
- ・ネットやゲーム依存の実態と予防に関する講演
- ・学校や行政による生活習慣等に関する取組についてのパネル展示
- ・メディア、食育の実践をテーマとした分科会の開催

参加者の声

- ・学習機会のなかったスマホ・ゲーム依存について学ぶ良い機会となった。
- ・メディアの使い方について、よりよい使い方を子供たちと模索していきたい。
- ・朝ごはんをしっかりとることや、食育を通じた親子のふれあいの大切さを実感した。
- ・パネル作成者及び見学者など、それぞれの活動発信、情報共有の場となった。



「ネットやゲーム依存の実態と予防」
専門家による講演



食育に関する取組のパネル展示



小学生による発表の様子

【推進校事業（平成30年度）】

「にこにこ三野津っ子育成事業」

【三豊市立三野津中学校／三豊市教育委員会】

内容

- ・学級活動や総合的な学習の時間を活用した生活習慣づくり授業の実践
- ・生徒会組織を活用した啓発運動
- ・生徒自身による「チャレンジ！朝ごはんづくり」の実践

成果

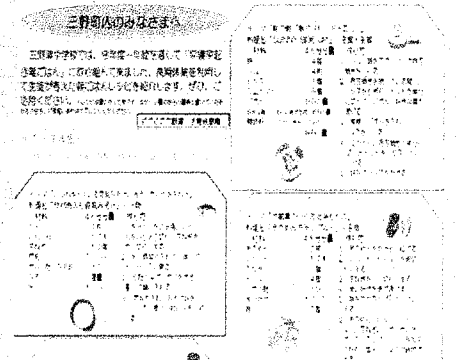
- ・生徒目線による身近で具体的な情報発信により、生徒自身が自発的に活動する原動力となった。
- ・「チャレンジ！朝ごはんづくり」を実施したことで、家庭をまきこんだ取組をすることができた。
- ・睡眠をとる規則正しい生活が、学習意欲の継続となることを生徒・保護者とともに共有できた。



生活習慣づくり授業の様子



生徒による啓発活動の様子



おすすめ朝食レシピ集の作成

問合せ先：国立青少年教育振興機構教育事業部事業課

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

電話：03-6407-7685 FAX：03-6407-7699

URL：<http://www.niye.go.jp/services/plan/hayanehayaoki/>

※要領、申請書等の様式は、このURLからダウンロードできます。



【参考資料】

平成 30 年度「早寝早起き朝ごはん」推進事業実施団体一覧

「早寝早起き朝ごはん」推進校事業実施団体

No.	都道府県	委託団体	事業名
1	北海道	北海道教育委員会	早寝早起き朝ごはん推進校事業
2	北海道	東川町教育委員会	中学生の望ましい生活習慣定着に向けた調査研究活動
3	北海道	国立大学法人北海道教育大学	クラウドシステムを活用した就寝・起床時間に関する PDCA サイクルの確立と啓発資料・指導計画の作成
4	茨城県	潮来市教育委員会	潮来二中 みんなで取り組む食育・生活習慣改善プロジェクト
5	茨城県	つくば市教育委員会	生活習慣の確立から始める“夢”実現プロジェクト～学力向上及び体力・競技力向上をめざした健康づくり～
6	群馬県	南牧村教育委員会	『早寝・早起き・朝ごはん・ノーメディア』運動
7	大阪府	大阪府教育委員会	早寝早起き朝ごはん推進校事業
8	大阪府	堺市教育委員会	睡眠教育を軸とした『家での7つのやくそく』推進事業
9	和歌山県	湯浅町	早寝早起き朝ごはん推進校事業
10	岡山県	玉野市立荘内中学校	『早寝・早起き・朝ごはん』～キャリア教育的視点からのアプローチ～
11	香川県	三豊市教育委員会	にこにこ三野津っ子育成事業
12	福岡県	広川町立広川中学校	望ましい食習慣を自ら身に付ける生徒の育成
13	鹿児島県	霧島市	霧島市立横川中学校区「早寝早起き朝ごはん」推進事業

令和2年度「早寝早起き朝ごはん」推進校事業 公募要領

令和元年9月3日

1. 事業名

令和2年度「早寝早起き朝ごはん」推進校事業

2. 事業の趣旨

子供たちの健やかな成長を促していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であるが、ライフスタイルの多様化などにより、子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されている。

また、文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果を見ると約6割の中学生が夜11時以降に就寝している等の現状もある。

このため、中学生の子供たちの「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るための調査研究を実施する。

3. 事業の内容

中学生の子供たちの「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣の維持・向上、定着を図るため、その効果的な手法等を開発することとし、「早寝早起き朝ごはん推進校（以下「推進校」という。）」を設け、以下により調査研究を実施する。

なお、事業実施にあたっては、有識者等を活用し、手法の検討、取組の検証を行うとともに、得られた効果や実践手法については、都道府県・指定都市教育委員会域における普及に努める。

(1) 推進校の選定

委託先において、推進校を選定する。

(2) 現状の把握と課題の明確化

事業の実施にあたっては、具体的な事業を開始する前に、対象生徒へのアンケート調査等により、就寝・起床時間、朝食摂取の有無などの基本的な生活習慣の状況について実態把握を行い、課題を明確にした上で、その課題の解決に向けた取組を検討・実施する。

なお、事業実施前の実態把握は、事業実施後の対象生徒の変容、事業成果の検証を行う上でも重要であることから、外部有識者等を活用するなどして実態把握する項目等について十分検討する。

(3) 課題解決のための取組の実施

事業実施前の実態把握等で課題を明確にした上で、その課題解決に向け創意工夫した取組を実施する。

【取組例】

- ・生徒自ら基本的な生活習慣についての目標を設定し、一定期間実践を行い（実践記録を作成）、実践後振り返りを行う取組
- ・基本的な生活習慣が乱れやすい夏休みの朝に活動（読書や学習等）を行う取組
- ・基本的な生活習慣に関する意識向上を図るための啓発資料や教材を作成する取組
- ・基本的な生活習慣の重要性の認識を深めるための、生徒及び保護者を対象とした講演会等を行う取組

(4) 効果の検証及び実践手法の総括

事業実施後に対象生徒へのアンケート調査等を行うなどし、事業実施による効果の把握を行い、事業の評価を適切に実施する。

また、実践手法の取りまとめにあたっては、事業実施過程における準備や企画立案、調整の状況、実施による成果、課題、その課題を解決するための方向性を含んだ詳細な記録や、実践する際の留意点等を盛り込み、他の学校でも実施できることを想定して作成する。

4. 事業の委託先

都道府県・指定都市・市（区）町村教育委員会又は学校単独

5. 委託の期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から令和3年3月5日までとする。

6. 事業規模

事業規模は全体で35,000千円。なお、1件当たり委託費は1,000千円未満とする。

7. 事業実施計画書の提出方法等

本事業の公募に参加しようとする者は、次に定める事業計画書等を作成・提出しなければならない。

学校単独で申請する場合は、会計制度上、学校との契約が可能であることを必ず確認すること。

(1) 書類の作成、必要部数

① 次に掲げる所定の別紙様式により必要部数を作成、提出すること。

- i) 別紙様式1-1「事業申請書」 2部
- ii) 別紙様式1-2「事業計画書」 2部
- iii) 別紙様式1-3「経費計画書」 2部
- iv) その他必要と思われる資料

※ 経費計画書は、別紙3「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業 経費の取扱いについて」を参照のうえ作成すること。

※ 経費計画書には、9.(1)①において提出することとなる積算根拠資料と整合性を持たせるよう摘要や積算内訳を正確に記載すること。

② 用紙サイズはA4縦版、横書きとし、長辺綴じ両面印刷にて作成すること。

(2) 提出期限及び場所、問い合わせ先

① 提出期限：令和元年11月18日（月）午前11時必着

② 提出場所：〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1

国立青少年教育振興機構教育事業部事業課事業係

電話：03-6407-7685 FAX：03-6407-7699

Mail：hayanehayaokiasagohan_h29itaku@niye.go.jp

(3) 事業申請書等の提出方法

① 上記(2)宛、紙媒体及び電子データ（CD-R等）を送付又は持参すること。

ただし、電子データについては、電子メールにて提出することも可とする。

i) 送付

- ・レターパック、簡易書留等の追跡が可能な方法にて送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式にて提出すること。
- ・封筒等の表には「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』推進校事業」と朱書きすること

- ・受付時間は平日の9:00～17:45（12:00～13:00を除く）
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。

iii) 電子メール

- ・提案1事業につき、上記(2)のアドレス宛送信のこと。
- ・送信メールの題名は「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』推進校事業_(提案者名)」とすること。
- ・添付ファイル名は「内容が分かる名称_提案者名」とすること。

- ・添付ファイルを含むメール容量が5MB を超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して（1/5、2/5等）送信すること。
- ・メール送信上の事故（未受信、誤送信等）について、当方は一切の責任を負わないものとする。

② その他

- ・企画提案書は日本語及び日本通貨にて記入すること。
- ・電子データのファイル形式は、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、マイクロソフトパワーポイント、PDF、テキスト形式とする。ただし、別紙様式1-1、1-2はマイクロソフトワード形式とし、別紙様式1-3はマイクロソフトエクセル形式とする。

(4) その他

事業申請書等の作成費用については、選定結果にかかわらず公募参加者の負担とする。また、提出された事業申請書等については、返却しない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

「早寝早起き朝ごはん」国民運動推進事業選定委員会において、提出された提案書類にて選考を実施する。

(2) 審査基準

別紙1「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』推進校事業 審査基準」のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

機構は、審査終了後、速やかに全ての申請者に審査結果を通知する。

(4) 条件付採択

選定において条件付採択となった場合は、委託事業の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

9. 採択後

(1) 提出書類

① 採択後提出書類

選定の結果、採択された契約予定者は、次に掲げる書類を速やかに上記7.(2)へ提出すること。なお、審査結果について（通知）に指摘事項の記載がある場合は、別紙様式1-2、1-3に指摘事項を反映させ、当該事項をどのように反映したか明確に示すこと。

i) 別紙様式2 「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』推進校事業採択後提出資料について」

ii) 別紙様式1-2「事業計画書」

iii) 別紙様式1-3「経費計画書」積算根拠資料番号を付したもの

※積算をした全ての金額に関する根拠資料が必要になります。

iv) 上記iii)の経費積算根拠資料番号に対応する経費積算根拠資料

※別紙3「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業 経費の取扱いについて」及び別紙4「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業 経費に関する根拠資料の提出について」を参照のうえ確実に作成すること。

※根拠資料の用紙サイズはA4縦版、横書きとし、片面印刷にて作成すること

(2) 採択後提出書類等提出方法

7.(2)宛、紙媒体及び電子データ（CD-R等）を送付又は持参すること。

ただし、電子データについては、電子メールにて提出することも可とする。また、捺印のあるものに関しては、改めて原紙の提出を必須とする。

10. 契約時

(1) 提出書類

① 契約締結時提出書類

- i) 契約書（押印後返送）
- ii) 別紙様式「銀行振込依頼書」
- iii) 別紙様式「概算払申請書」及び「概算払い請求書」

（11.（2）において概算払を希望する場合のみ）

※概算払は原則として複数回行わないため、契約金額の範囲内において支出予定の金額を申請すること。

(2) 契約時提出書類等提出方法

7.（2）宛、紙媒体及び電子データ（CD-R等）を送付又は持参すること。

ただし、電子データについては、電子メールにて提出することも可とする。

(3) 留意事項

- ① 契約条件は、契約予定者の提出書類を基に調整するものとする。
- ② 契約金額は、事業計画書及び経費計画書等の内容を勘案して決定するので、申請者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。
- ③ 契約条件等が合致しない場合には、契約を締結しない場合がある。
- ④ 契約内容の詳細は、別紙2委託契約書（案）を参照すること。
- ⑤ 契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意する。
- ⑥ 概算払請求がある場合は、適正な請求書類を受理した日から60日以内に委託費の支払いを行う。

(4) 計画変更

取組内容及び組織体制の変更等当該事業の計画を大幅に変更する場合は、機構に別紙様式3「計画変更承認申請書」を提出し、その承認を受けることとする。なお、代表者の変更については、任意の様式により、別途機構へ届け出ること。

（判断に迷う場合は、別紙様式3の提出前に7.（2）まで問い合わせること。軽微な変更での提出は求めないが、計画にないものに関しては理由書の提出を求めることがある。）

11. 委託費の取扱い

- (1) 委託費の取扱いの詳細は、別紙3「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業経費の取扱いについて」及び別紙4「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業 経費に関する根拠資料の提出について」を参照すること。
- (2) 別紙2委託契約書（案）第12条第2項に基づき、概算払いを希望する場合は別紙様式「概算払申請書」及び「概算払い請求書」を提出すること。概算払いを受けることとなった場合は、当該事業の専用口座を開設のうえ委託経費を管理することとし、預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当すること。

12. 事業完了報告

受託者は、事業終了後に以下（1）～（2）に従い、事業完了報告書を作成・提出すること。

(1) 事業完了報告書の作成

- ① 次に掲げる所定の別紙様式により作成するとともに必要部数を提出すること。
 - i) 別紙様式4-1「事業報告書」 2部
 - ii) 別紙様式4-2「成果報告書」 2部
 - iii) 別紙様式4-3「収支精算書」 2部
 - iv) 別紙様式4-4「収支精算書（内訳）」 2部
 - v) 経費精算根拠資料1部

- vi) 事業実施による成果物（冊子、資料集等） 5部
- vii) 事例集（当機構HP掲載用としてA4縦版両面で作成し、Wordデータにて提出）
- viii) その他必要と思われる資料

※ 上記v)には根拠資料番号を付し、上記iv)に記載する内容と整合性を持たせること。

※ 別紙3「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業 経費の取扱いについて」及び別紙4「令和2年度『早寝早起き朝ごはん』国民運動推進事業 経費に関する根拠資料の提出について」を踏まえ作成すること。

② 用紙サイズはA4縦版、横書きとし、長辺綴じ両面印刷にて作成すること。

(2) 提出期限及び提出場所、提出方法

①提出期限

事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月5日（木）のどちらか早い期日

②提出場所

上記7.（2）に示す場所に同じ

③提出方法

上記7.（3）に同じ

13. スケジュール

(1) 公募開始

令和元年9月9日（月）より

(2) 公募締切

令和元年11月18日（月）

(3) 審査・選定

令和元年11月下旬～令和2年1月

(4) 採択後提出資料の提出及び事業計画・経費計画の精査

※全ての金額に関する根拠資料の精査を行い、契約金額を決定します。

(5) 契約締結

令和2年4月上旬から

※資料の提出状況等に応じて、契約締結の時期が遅れる場合がございます。

14. その他

事業実施に当たっては、契約書及び事業計画書を遵守すること。

本審査基準は、以下に示した各評価の項目において、より具体的にどのような観点から審査を行うかについて示したものである。

評価方法

以下の各評価項目について 5 段階で評価する。

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| 大変優れている = 5 点 | 優れている = 4 点 | 普通 = 3 点 |
| やや劣っている = 2 点 | 劣っている = 1 点 | |

評価項目及び評価基準

1. 事業の実施体制等に関する評価について

〔評価項目 1：事業の実施体制〕

- ・ 必要な実施体制（マネジメント体制、職員の体制、外部有識者や教育委員会・学校としての支援体制等）の整備計画がなされているか。（※再委託を計画している場合においても、この項目により、申請内容から再委託を行うことが妥当であるか評価。）

（審査の具体的観点）

- 具体的取組内容に比してあまりに少人数体制となっていないか。
- 外部の有識者等の支援体制が構築されているか。

〔評価項目 2：事業の実施計画、評価体制〕

- ・ スケジュールや実施計画が、この取組の目的の達成のために具体的かつ無理のないものとなっているか。

（審査の具体的観点）

- 申請された取組の実施内容を吟味し、事業実施のための準備期間や周知の期間などが現実的に無理のないものとなっているか。短期間に詰め込みすぎのものとなっていないか。

- ・ 事業の成果を検証し、次年度以降に発展的につながっていく計画となっており、最終的に定着することができる体制・計画が作られているか。

（審査の具体的観点）

- 成果を検証し、検証結果を踏まえ発展的につながっていく計画となっているか。
- 次年度以降引き続き学校独自の取組として定着、発展可能な計画となっていることが望ましい。

- ・ 取組の計画自体に、P D C A サイクルが有効に働く仕組みが組み込まれているか。

（審査の具体的観点）

- 事業の進捗状況（計画段階、事業の途中段階、事業終了段階等）に応じて、要所において評価を行う体制が組み込まれていることが望ましい。

〔評価項目 3：事業経費〕

- ・ 最小の予算（経費）で最大の効果が得られるよう、コストを抑えた提案内容となってい

るか。また妥当な経費が示されているか。

(審査の具体的観点)

- 会議出席の謝金単価や回数等が、事業内容に比して過大な経費計画となっていないか。
- 事業計画と経費計画の内容について、整合性が取れており必要性が確認できるか。

2. 取組内容等に関する評価について

[評価項目 4 : 取組の趣旨、内容]

- ・ 計画の内容が本事業の趣旨に沿ったものであり、計画されている取組の内容や方法が、基本的な生活習慣の維持・向上、定着のために妥当かつ有効なものとなっているか。

(審査の具体的観点)

- 趣旨・目的に対して、具体的な取組内容が合致しているかどうかを評価の対象とする。
- 取組内容が担当者の主観・経験に依ったものではなく、データ等に基づいたものであることが望ましい。
- ・ 特に実施時期・期間、評価の手法が、妥当かつ有効なものとなっているか。

(審査の具体的観点)

- 効果を高めることを念頭に実施時期が設定されているか。また、生徒の基本的な生活習慣等の実態把握について、事業の効果が検証できるものとなっているか。
- ・ 生徒の自立性・自発性を促す取組となっているか。

(審査の具体的観点)

- 実施要領において下記のような取組例を示しており、生徒が主体的に取り組み、考えたりするものであることが望ましい。なお、実施要領の記載は例示であり、取組を限定するものではない。

<取組例>

- ・ 生徒自ら基本的な生活習慣についての目標を設定し、一定期間実践を行い（実践記録を作成）、実践後振り返りを行う取組
- ・ 基本的な生活習慣が乱れやすい夏休みの朝に活動（読書や学習等）を行う取組
- ・ 基本的な生活習慣に関する意識向上を図るための啓発資料や教材を作成する取組
- ・ 基本的な生活習慣の重要性の認識を深めるための、生徒及び保護者を対象とした講演会等を行う取組
- ・ 課題の解決に当たって創意工夫による実践的な取組となっているか。

(審査の具体的観点)

- 課題の明確化を図り、その課題の解決に向けた実践的な取組となっているか。

[評価項目 5 : 事業実施により見込まれる成果、効果]

- ・ 効果を上げるための創意工夫がなされているか。

(審査の具体的観点)

- 効果的な取組とするために、事業計画を実現するための具体的方策が示されていることが望ましい。
- ・ どのような成果を得ようとするのかなどが具体的に示され、他の学校で活用できるような効果的な手法開発が期待できるか。

(審査の具体的観点)

- 本事業の目的は事業採択学校で得られた取組のノウハウや成果について、他の学校でもその事業の仕組みを参考とした取組が展開され得るようなものであることが望ましい。
- ・ その他、計画内容に特筆すべき内容が含まれている等、評価できる事項があるか。

(審査の具体的観点)

- 本事業の趣旨や目的を踏まえた上で、他で実施されていない取組を実施するなど、新たな視点からの取組となっていることが望ましい。

採択案件の決定方法

提案された事業計画書について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点の高いものから、採択案件を決定する。

